

新規上場申請のための半期報告書

トグルホールディングス株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 9 月28日
【中間会計期間】	第 7 期中(自 2025年10月 1 日 至 2026 年 3 月31日)
【会社名】	トグルホールディングス株式会社
【英訳名】	toggle holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 伊藤 嘉盛
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-5843-8314
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 榎本 佑介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-5843-8314
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 榎本 佑介

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 大株主の状況	21
(6) 議決権の状況	22
2 役員の状況	22
第4 経理の状況	23
1 中間連結財務諸表	24
(1) 中間連結貸借対照表	24
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	26
中間連結損益計算書	26
中間連結包括利益計算書	27
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	28
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39

[期中レビュー報告書]

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 7 期 中間連結会計期間	第 6 期 連結会計年度
会計期間	自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日
売上高 (千円)	9,948,469	12,353,352
経常利益 (千円)	1,250,287	926,604
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	850,894	564,640
中間包括利益又は包括利益 (千円)	875,337	564,781
純資産額 (千円)	6,282,053	5,334,347
総資産額 (千円)	16,802,947	16,093,089
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	71.90	48.23
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	35.9	32.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,067,658	△3,922,293
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△89,835	△319,667
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△916,461	5,426,341
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高 (千円)	3,920,408	3,859,047

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

３．当社は、第 6 期中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、第 6 期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

４．当社は、2026年 6 月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年 7 月11日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり中間（当期）純利益については、第 6 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況の概要

当中間連結会計期間における当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な地政学リスクや金融政策の動向、金利水準の変化、建築コストの高止まりなど、先行きには不透明な要素が残っております。

当社グループの主要事業領域である不動産市場においては、都市部を中心とした再開発需要や実需に基づくレジデンス需要に加え、国内外投資家による投資需要も引き続き堅調に推移しており、中長期的に成長機会の拡大が見込まれております。

このような環境のもと、当社グループは将来の高成長を見据え、収益基盤の拡大と事業の高度化を推進してまいりました。Land Creationにおいては、需要が堅調な都心部を中心にレジデンス及びアパートメントホテル領域での積極的な案件取得及び開発を推進し、将来の収益成長を支えるパイプラインを着実に拡充しております。また、福岡拠点の本格稼働や建築管理体制の強化により、開発機能の拡張と供給能力の向上を実現しております。加えて、自社開発のAIを用いたシステムによるデータ分析及び案件管理を通じて、従来属人的であった不動産開発プロセスを高度化し、収益性の高い案件の選定及び営業活動の効率化を実現しております。これにより、再現性の高い投資判断に基づく安定的な収益創出と生産性の向上を両立しております。

Agentic Platformにおいては、不動産・建築業界向け既存サービスの拡販に加え、幅広い業界を対象とした新規コンサルティングサービス「toggleエージェント」の提供を開始し、事業領域の拡張を進めております。生成AIやデータ解析技術の進展を背景にDX投資需要が拡大する中、当社グループのAIプロダクトの成長余地は一層高まっております。さらに、資本効率を意識した資本政策の推進や外部パートナーとの連携強化、組織体制の整備を通じて、持続的な成長を支える経営基盤の強化を進めております。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高9,948,469千円、営業利益1,367,639千円、経常利益1,250,287千円、親会社株主に帰属する中間純利益850,894千円となりました。

② 財政状態の状況

(資産の部)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比較して709,858千円増加し、16,802,947千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末と比較して395,849千円増加し、16,001,941千円となりました。これは主に物件取得に係る前渡金の増加及び開発案件における共同事業者負担分の立替金の増加により流動資産その他が543,964千円増加したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末と比較して314,008千円増加し、801,005千円となりました。これは主に新規子会社取得によりのれん及び顧客関連資産が合計202,264千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して237,847千円減少し、10,520,894千円となりました。流動負債は、前連結会計年度末と比較して119,381千円減少し、8,327,634千円となりました。これは主に物件販売に伴う返済により、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金が合計687,642千円減少し、未払法人税等が276,123千円増加したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末と比較して118,465千円減少し、2,193,259千円となりました。これは主に長期借入金が96,508千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末と比較して947,705千円増加し、6,282,053千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が850,894千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して61,361千円増加し、3,920,408千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は1,067,658千円となりました。これは、主として税金等調整前中間純利益の計上1,249,099千円及び物件販売による棚卸資産の減少額284,254千円があった一方で、物件の仕入に係る前渡金の増加額193,905千円及び法人税等の支払額200,883千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は89,835千円となりました。これは、主として連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出78,599千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は916,461千円となりました。これは、主として物件の仕入に係る資金調達のための長期借入れによる収入1,830,656千円があった一方で、物件販売に伴う長期借入金の返済による支出2,368,112千円及び短期借入金の減少303,803千円があったことによるものであります。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,574,534
A種優先株式	125,466
B種優先株式	300,000
C種優先株式	240,000
計	4,240,000

(注) 1. 2026年7月10日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を10,014,148株としております。

2. 2026年6月16日開催の取締役会決議により、2026年7月11日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は40,056,592株増加し、50,070,740株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	12,517,685	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は100株であります。
A種優先株式	627,330	—	非上場	(注)
B種優先株式	1,206,705	—	非上場	(注)
C種優先株式	—	—	非上場	(注)
計	11,834,035	12,517,685	—	—

(注) 1. 2026年3月31日開催の臨時株主総会の決議において、第三者割当によるC種優先株式の発行を決議し、同年4月までにC種優先株式136,730株(株式分割後683,650株)を交付しております。

2. 2026年6月16日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月9日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2026年7月9日付で償却しております。

3. 2026年6月16日開催の取締役会の決議により、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が12,517,685株となっております。なお、中間会計期間末現在発行数は、比較可能性を確保するため、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 2026年7月10日開催の臨時株主総会の決議において、定款の一部変更を行い、2026年7月11日付で単元株式数を1単元1株から100株へ変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第9回

決議年月日	2025年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)※	10,000(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 10,000 [50,000] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	5,600 [1,120] (注2)
新株予約権の行使期間※	2027年10月1日～2035年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 5,600 [1,120] 資本組入額 2,800 [560]
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡、質入れその他の一切の処分をするには、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※当中間連結会計期間の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当中間連結会計期間の末日から提出日の前月末現在(2026年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間連結会計期間の末日における内容から変更はありません。また、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、当中間連結会計期間の末日(2026年3月31日)の内容は、当該株式分割を行った日より前であるため、それぞれ分割前の株数、金額により記載しており、提出日の前月末現在(2026年8月31日)の内容は、当該株式分割を行った日以降であるため、それぞれ分割後の株数、金額により記載しております。

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。

(2) 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていることを要する。

- (3) 当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約においてベスティング条件を設定した場合、本新株予約権は、ベスティング条件を充足する範囲内に限り行使することができる。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
 - (5) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権のうち、その全部又は一部（ただし、整数分に限る。）につき、月に一度まで、当社が別途通知する期間においてのみ行使することができる。
 - (6) 総数引受契約上、新株予約権者は、ベスティング条件を満たした個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。ただし、当該条件を満たさない場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると特に認めるときは、当社取締役会が認める限度において行使が可能となる。
 - (7) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要しない。
 - (8) 総数引受契約上、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
 - (9) 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。
- (注4) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (9) 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
①当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計

画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第10回

決議年月日	2025年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 子会社取締役 5 当社グループ従業員 81
新株予約権の数(個) ※	23,608 [23,360] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 23,608 [116,800] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	5,600 [1,120] (注2)
新株予約権の行使期間※	2027年11月1日～2035年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 5,600 [1,120] 資本組入額 2,800 [560]
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡、質入れその他の一切の処分をするには、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※当中間連結会計期間の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当中間連結会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間連結会計期間の末日における内容から変更はありません。また、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、当中間連結会計期間の末日（2026年3月31日）の内容は、当該株式分割を行った日より前であるため、それぞれ分割前の株数、金額により記載しており、提出日の前月末現在（2026年8月31日）の内容は、当該株式分割を行った日以降であるため、それぞれ分割後の株数、金額により記載しております。

- (注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (注2) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の

算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。
- (2) 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていることを要する。
- (3) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権のうち、その全部又は一部（ただし、整数分に限る。）につき、月に一度まで、当社が別途通知する期間においてのみ行使することができる。
- (4) 総数引受契約上、新株予約権者は、ベスティング条件を満たした個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。ただし、当該条件を満たさない場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると特に認めるときは、当社取締役会が認める限度において行使が可能となる。
- (5) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要しない。ただし、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当社取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- (6) 総数引受契約上、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- (7) 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

(注4) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(9) 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第11回

決議年月日	2025年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 子会社取締役 5 当社グループ従業員 25
新株予約権の数(個)※	42,054 [41,109] (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式42,054 [205,545] (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	5,600 [1,120] (注2)
新株予約権の行使期間※	2027年11月1日～2035年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 5,600 [1,120] 資本組入額 2,800 [560]
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡、質入れその他の一切の処分をするには、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※当中間連結会計期間の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当中間連結会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当中間連結会計期間の末日における内容から変更はありません。また、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、当中間連結会計期間の末日（2026年3月31日）の内容は、当該株式分割を行った日より前であるため、それぞれ分割前の株数、金額により記載しており、提出日の前月末現在（2026年8月31日）の内容は、当該株式分割を行った日以降であるため、それぞれ分割後の株数、金額により記載しております。

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。
- (2) 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていることを要する。
- (3) 当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約においてベスティング条件を設定した場合、本新株予約権は、ベスティング条件を充足する範囲内に限り行使することができる。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権のうち、その全部又は一部（ただし、整数分に限る。）につき、月に一度まで、当社が別途通知する期間においてのみ行使することができる。
- (6) 総数引受契約上、新株予約権者は、上場後、かつ2030年6月30日時点で一定の地位を有していること等を前提とするベスティング条件を満たした個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。ただし、当該条件を満たさない場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると特に認めるときは、当社取締役会が認める限度において行使が可能となる。
- (7) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要しない。ただし、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当社取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- (8) 総数引受契約上、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- (9) 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

(注4) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会

社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記（注3）に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(9) 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第12回

決議年月日	2026年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 子会社取締役 5 当社従業員 74
新株予約権の数(個)※	47,643(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 238,215(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,306(注2)
新株予約権の行使期間※	2028年5月21日～2036年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,306 資本組入額 1,653
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡、質入れその他の一切の処分をするには、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)

※提出日の前月末（2026年8月31日）における内容を記載しております。また、2026年7月11日付で普通株式1

株につき5株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、提出日の前月末現在（2026年8月31日）の内容は、当該株式分割を行った日以降であるため、それぞれ分割後の株数、金額により記載しております。

（注1）新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注2）新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

（注3）新株予約権の行使の条件

- （1）本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。
- （2）新株予約権の行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていることを要する。
- （3）新株予約権者が死亡した場合においては、その相続人は、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときに限り、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- （4）総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権のうち、その全部又は一部（ただし、整数分に限る。）につき、月に一度まで、当社が別途通知する期間においてのみ行使することができる。
- （5）総数引受契約上、新株予約権者は、ベスティング条件を満たした個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。ただし、当該条件を満たさない場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると特に認めるときは、当社取締役会が認める限度において行使が可能となる。
- （6）総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要しない。ただし、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当社取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- （7）総数引受契約上、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- （8）上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

（注4）組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (9) 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
①当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
②本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第13回

決議年月日	2026年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)※	6,000(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,306(注2)
新株予約権の行使期間※	2028年5月21日～2036年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,306 資本組入額 1,653
新株予約権の行使の条件※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡、質入れその他の一切の処分をするには、当社の取締役会の承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注4)
---------------------------	------

※提出日の前月末（2026年8月31日）における内容を記載しております。また、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について、提出日の前月末現在（2026年8月31日）の内容は、当該株式分割を行った日以降であるため、それぞれ分割後の株数、金額により記載しております。

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。
- (2) 新株予約権の行使時において、当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていることを要する。
- (3) 当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約においてベスティング条件を設定した場合、本新株予約権は、ベスティング条件を充足する範囲内に限り行使することができる。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権のうち、その全部又は一部（ただし、整数分に限る。）につき、月に一度まで、当社が別途通知する期間においてのみ行使することができる。
- (6) 総数引受契約上、新株予約権者は、ベスティング条件を満たした個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。ただし、当該条件を満たさない場合であっても、当社取締役会が正当な理由があると特に認めるときは、当社取締役会が認める限度において行使が可能となる。
- (7) 総数引受契約上、新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要しない。ただし、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当社取締役会が正当な理由があると特に認めない限り、本新株予約権を行使することができない。
- (8) 総数引受契約上、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- (9) 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約において定めるものとする。

(注4) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収

分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (9) 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - ①当社の株式の譲渡（当社の総議決権の過半数を保有する者が当社の株式の全てを譲渡する場合に限る。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第14回

決議年月日	2026年9月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)※	7,634(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 763,400 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	未定 (注2)
新株予約権の行使期間※	2028年1月1日～2041年12月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 未定 (注3) 資本組入額 未定 (注3)
新株予約権の行使の条件※	(注4)

新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注5)

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,000円とする。ただし、IPO（以下で定義する。）が完了した場合において、当該IPOに伴って実施される当社普通株式の新規株式公開（募集・売出し）における1株当たりの公募・売出価格がこれより高い場合は、当該公募・売出価格と同額とする。

「IPO」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項

に定める金融商品取引所又はこれに類似するものであって外国に所在する取引所に当会社の有価証券を上場することをいう。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行き行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注4) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、調整後EBITDA及び時価総額が、2027年10月1日から2041年9月30日までのいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める（a）乃至（d）の条件を達成した場合に限り、各号に定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使割合において、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。

（a）調整後EBITDAが一度でも150億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における時価総額が3,000億円を超過した場合：行使可能割合15%

（b）調整後EBITDAが一度でも250億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における時価総額が5,000億円を超過した場合：行使可能割合35%

（c）調整後EBITDAが一度でも350億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における時価総額が7,000億円を超過した場合：行使可能割合60%

（d）調整後EBITDAが一度でも500億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における時価総額が1兆円を超過した場合：行使可能割合100%調整後EBITDAは、以下の算式により算出する。

調整後EBITDA＝営業利益＋のれん償却額＋減価償却費＋株式報酬費用＋一時的なM&A関連費用

調整後EBITDAの算出及び判定は、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同様）の数値をもとに取締役会が行うものとする

ただし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

「時価総額」とは、ある営業日における1株当たり株価に同日における発行済株式数（自己株式を除く。）を乗じた金額をいう。

「1株当たり株価」とは、東京証券取引所における当社普通株式の終値をいう。

本新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。

(2) 本新株予約権者は、上記(1)に記載された新株予約権の条件達成時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、その他正当な理由があると取締役

会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに本新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (i) 禁錮以上の刑（禁錮刑及び懲役刑が拘禁刑に一本化された場合は、拘禁刑以上の刑。）に処せられた場合
 - (ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇され、または辞職・辞任した場合
 - (iii) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (iv) 死亡した場合
 - (v) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(注 5) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注 1）に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注 2）に準じて決定される行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたとは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注 4）（1）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合またはこれらの実施についての公表がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注 4）（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年10月1日～ 2026年3月31日	—	普通株式 2,000,000 A種優先株式 125,466 B種優先株式 241,341	—	50,000	—	1,645,788
2026年4月30日 (注) 1	C種優先株式 136,730	普通株式 2,000,000 A種優先株式 125,466 B種優先株式 241,341 C種優先株式 136,730	1,172,459	1,222,459	1,172,459	2,818,248
2026年7月9日 (注) 2	普通株式 503,537 A種優先株式 △125,466 B種優先株式 △241,341 C種優先株式 △136,730	普通株式 2,503,537	—	1,222,459	—	2,818,248
2026年7月11日 (注) 3	普通株式 10,014,148	普通株式 12,517,685	—	1,222,459	—	2,818,248
2026年8月14日 (注) 4	—	普通株式 12,517,685	△1,172,459	50,000	—	2,818,248

(注) 1. 有償第三者割当増資：発行価額2,344,919千円 資本組入額 1,172,459千円

主な割当先、株式会社SMBC信託銀行（未来創生3号ファンド）、ACF-2、AA7JNI Ltd、A7JNI Ltd

- 2026年6月16日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月9日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2026年7月9日付で消却しております。
- 2026年6月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年7月11日付をもって普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
- 資本金の減少は無償減資によるものであり、減少額の金額をその他資本剰余金に振替えております。（資本金減少割合95.9%）

(5) 【大株主の状況】

2026年 3月 31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
Funi(株)	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,000,000	42.25
伊藤 嘉盛	東京都港区	984,658	41.60
ブーストキャピタル 1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区広尾二丁目14番8号 S. House 301	88,457	3.74
日本郵政キャピタル1号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	44,228	1.87
(株)レアゾン・ホールディングス	東京都新宿区新宿一丁目24番7号 ルネ御苑プラザ1120	39,969	1.69
三鬼 紘太郎	東京都港区	37,806	1.60
ALL STAR SAAS FUND THREE Pte. Ltd.	1 George Street #10-01 Singapore 049145	33,172	1.40
HERO Impact Capital 1号投資事業有限責任組合	東京都港区麻布十番二丁目12番4号 AZABU PARKHAUS 601	24,047	1.02
BRICKS FUND TOKYO 1号投資事業 有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号(注)	17,692	0.75
PKSHA アルゴリズム 2号投資事業 有限責任組合	東京都文京区本郷二丁目35番10号	11,139	0.47
計	—	2,281,168	96.38

(注) 1. BRICKS FUND TOKYO 1号投資事業有限責任組合は基準日後に本店所在地を「東京都千代田区大手町一丁目3番1号」に変更しております。

2. 当社は、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「所有株式数」について、当中間連結会計期間の末日(2026年3月31日)の内容は、当該株式分割を行った日より前であるため、それぞれ分割前の株数により記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	2,000,000	(1) 【株式の総数等】2 ②発行済株式をご参照ください。
	A種優先株式 125,466	125,466	
	B種優先株式 241,341	241,341	
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,366,807	—	—
総株主の議決権	—	2,366,807	—

(注) 当社は、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「所有株式数」について、当中間連結会計期間の末日(2026年3月31日)の内容は、当該株式分割を行った日より前であるため、それぞれ分割前の株数により記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2026年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,775,064
売掛金	142,951
販売用不動産	6,575,450
仕掛販売用不動産	3,620,666
その他	887,808
流動資産合計	16,001,941
固定資産	
有形固定資産	140,792
無形固定資産	
のれん	211,782
その他	32,222
無形固定資産合計	244,004
投資その他の資産	
その他	443,208
貸倒引当金	△27,000
投資その他の資産合計	416,208
固定資産合計	801,005
資産合計	16,802,947

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2026年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	232,421
短期借入金	6,390,675
1年内償還予定の社債	75,200
1年内返済予定の長期借入金	487,658
未払法人税等	476,359
その他	665,319
流動負債合計	8,327,634
固定負債	
社債	144,400
長期借入金	1,966,187
資産除去債務	67,518
その他	15,154
固定負債合計	2,193,259
負債合計	10,520,894
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	6,514,334
利益剰余金	△556,411
株主資本合計	6,007,922
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	26,931
その他の包括利益累計額合計	26,931
新株予約権	244,645
非支配株主持分	2,553
純資産合計	6,282,053
負債純資産合計	16,802,947

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	9,948,469
売上原価	7,096,683
売上総利益	2,851,786
販売費及び一般管理費	※ 1,484,146
営業利益	1,367,639
営業外収益	
受取利息	2,433
受取配当金	9
受取補償金	27,000
その他	7,352
営業外収益合計	36,795
営業外費用	
支払利息	111,463
支払手数料	42,684
営業外費用合計	154,147
経常利益	1,250,287
特別利益	
投資有価証券売却益	329
特別利益合計	329
特別損失	
投資有価証券売却損	16
特別損失合計	16
匿名組合損益分配前税金等調整前中間純利益	1,250,599
匿名組合損益分配額	1,500
税金等調整前中間純利益	1,249,099
法人税、住民税及び事業税	476,736
法人税等調整額	△76,185
法人税等合計	400,551
中間純利益	848,547
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△2,346
親会社株主に帰属する中間純利益	850,894

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
中間純利益	848,547
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	26,789
その他の包括利益合計	26,789
中間包括利益	875,337
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	877,684
非支配株主に係る中間包括利益	△2,346

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	1,249,099
減価償却費	15,819
のれん償却額	23,004
株式報酬費用	67,021
投資有価証券売却損益(△は益)	△312
受取利息及び受取配当金	△2,442
支払利息	111,463
支払手数料	42,684
受取補償金	△27,000
売上債権の増減額(△は増加)	△56,122
棚卸資産の増減額(△は増加)	284,254
前渡金の増減額(△は増加)	△193,905
仕入債務の増減額(△は減少)	△44,185
その他	△125,930
小計	1,343,450
利息及び配当金の受取額	2,442
利息の支払額	△110,155
補償金の受取額	27,000
法人税等の支払額	△200,883
その他	5,803
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,067,658
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△29,670
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△78,599
投資有価証券の取得による支出	△7
投資有価証券の売却による収入	3,719
敷金及び保証金の差入による支出	△3,509
敷金及び保証金の返還による収入	18,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△89,835

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△303,803
長期借入れによる収入	1,830,656
長期借入金の返済による支出	△2,368,112
融資関連手数料に係る支出	△42,948
社債の償還による支出	△37,600
非支配株主からの払込による収入	4,900
その他	446
財務活動によるキャッシュ・フロー	△916,461
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	61,361
現金及び現金同等物の期首残高	3,859,047
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,920,408

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、リーウェイズ(株)の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	430,111 千円
賞与引当金繰入額	4,475 〃

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	4,775,064 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△854,656 〃
現金及び現金同等物	3,920,408 千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社グループの事業は、産業変革事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年9月17日開催の取締役会において、リーウェイズ㈱の株式の52.3%を取得することを決議し、2025年10月1日付でリーウェイズ㈱を子会社化しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：リーウェイズ㈱

事業の内容：不動産DXコンサルティング事業及び不動産関連クラウドサービスの提供

(2) 企業結合を行った理由

近年、不動産業界においては、労働人口の減少やニーズの多様化を背景に、旧来の慣習にとらわれないDXが急務となっています。

当社グループはこれまで、AIを活用した不動産開発DXプラットフォーム「デベNAVI」の提供を通じて、テクノロジーによる業界の生産性向上を牽引してまいりました。一方で、事業をさらに拡大していくためには、より強固な顧客基盤と、市場では得難い独自の物件情報へのアクセスが不可欠であると考えています。

リーウェイズ㈱は、不動産価値分析AIクラウドサービス「Gate.」を軸に、大手金融機関や不動産会社など900社を超える強固な顧客基盤を構築しています。加えて、独自の税理士ネットワークを通じて、従来の流通ルートでは捉えきれない希少な物件情報を発掘し、新たな流通機会を創出できるという、唯一無二の強みを持っています。

両社には創業以来、「テクノロジーの力で、不動産業界が抱える非効率を解消したい」という共通の強い想いがあります。この度のグループジョインは、単なる事業の足し算ではなく、互いの技術、顧客基盤、そしてビジョンを掛け合わせることで、業界の未来をともに創り上げる「共創」です。両社の提携により、従来の不動産流通の枠組みを超えた革新的なプラットフォームを構築し、不動産取引のあらゆるプロセスを革新し、すべてのステークホルダーの皆様に必要な価値を提供するため子会社化することとしました。

(3) 企業結合日

2025年10月1日（株式取得日）

2025年10月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

52.3%

(7) 取得企業が決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 104,656千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 4,950千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却費用及び償却期間

①発生したのれんの金額

193,519千円

②発生原因

主として営業面・技術面における既存事業とのシナジー効果によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	33,000千円	11年

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	52,872	千円
固定資産	36,693	千円
資産合計	89,565	千円
流動負債	128,918	千円
固定負債	49,510	千円
負債合計	178,428	千円

(収益認識関係)

当中間連結会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	産業変革事業					
	不動産販売	コンストラクションマネジメント	不動産賃貸	SaaS	その他	
顧客との契約から生じる収益	9, 528, 361	85, 135	—	124, 915	160, 896	9, 899, 309
その他の収益	—	—	49, 160	—	—	49, 160
外部顧客への売上高	9, 528, 361	85, 135	49, 160	124, 915	160, 896	9, 948, 469

(注) 「その他」の区分は「不動産販売」「コンストラクションマネジメント」「不動産賃貸」「SaaS」に含まれないDXコンサルティング及び仲介手数料等による収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	71円90銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	850,894
普通株主(普通株主と同等の株主を含む)に帰属しない金額(千円)	—
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	850,894
普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の期中平均株式数(株)	11,834,035
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、2026年7月11日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。

当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 当中間連結会計期間において当社が発行する種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(子会社株式の追加取得)

当社は、リーウェイズ㈱の株式の47.7%を追加取得し、2026年8月27日付で同社を完全子会社化しております。

1. 取引の概要

(1) 株式取得した企業の名称及びその事業の内容

名称：リーウェイズ㈱

事業の内容：不動産DXコンサルティング事業及び不動産関連クラウドサービスの提供

(2) 取得した議決権比率

追加取得直前に所有していた議決権比率 52.3%

追加取得する議決権比率 47.7%

追加取得後の議決権比率 100.0%

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、2025年10月1日、2026年7月27日及び2026年8月27日に行われた株式取得が1つの企業結合を構成しているため一体として取り扱っております。そのため、支配獲得後に追加取得した持分に係るのれんについては、支配獲得時にのれんが計上されていたものとして償却を行っております。

3. 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

支配獲得時	現金	104,656	千円
追加取得時	現金	95,361	千円
合計		200,017	千円

4. 発生したのれんの金額

支配獲得時	193,519	千円
追加取得時	95,361	千円
合計	288,880	千円

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、㈱S-FITの株式の20.0%を取得することを決議し、2026年4月1日付で同社を持分法適用関連会社化しております。

1. 株式取得の理由

㈱S-FITが行う賃貸管理業務を当社のテクノロジーで効率化し、売上成長とコスト効率化を実現するとともに、当社及び㈱S-FITの顧客基盤及びテクノロジーを相互活用するため関連会社化することとしました。

2. 株式取得した会社の概要

- (1) 名称 ㈱S-FIT
- (2) 事業の内容 賃貸仲介事業「ヘヤギメ！」の運営等
- (3) 資本金 127,500千円

3. 株式取得日

2026年4月1日

4. 取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率

- (1) 取得する株式の数 40,000株
- (2) 取得価額 1,200,000千円
- (3) 取得後の持分比率 20.0%

(資金の借入)

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、㈱S-FITの株式取得に必要な資金を調達するため、下記のとおり借入を行うことを決議し、2026年4月1日に借入を実行いたしました。

借入先	㈱千葉銀行
借入金額	1,000,000千円
借入金利	全銀協 T I B O R + 0.5%
借入実行日	2026年4月1日
返済期日	2036年3月31日
返済方法	元金均等返済（毎月8,334千円、最終回8,254千円）
担保の方法	無
保証の有無	有（連帯保証人：つくる地所㈱、つくるAI㈱）

(第三者割当増資による種類株式発行)

当社は、2026年3月31日開催の臨時取締役会において、第三者割当による種類株式の発行を行うことを決議し、2026年3月31日開催の臨時株主総会においても承認決議されました。当該決議に基づき、2026年4月30日に種類株式の発行について払込手続が完了いたしました。

払込期日	2026年4月30日
発行する株式数	C種優先株式 136,730株
発行価額	1株につき17,150円
発行価額の総額	2,344,919千円
資本組入額	1,172,459千円
割当先	㈱S M B C信託銀行（特定運用金外信託 未来創生3号ファンド） 66,760株 ACF-2 Ltd 26,240株 AA7JNI Ltd 24,490株 A7JNI Ltd 19,240株
資金の使途	AI推進事業の機能拡充 アライアンスを通じた事業拡大 事業成長に資する営業人材の採用

(第12回ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて決議し、2026年5月20日付で付与しております。なお、その概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(第13回ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社及び当社の子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて決議し、2026年5月20日付で付与しております。なお、その概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(第14回ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年9月10日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社代表取締役に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて決議し、2026年9月28日付で付与する予定です。なお、その概要は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年6月16日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月9日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、2026年7月9日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を、会社法第178条の規定に基づき消却しております。

1. 取得及び消却する株式数

A種優先株式	125,466株
B種優先株式	241,341株
C種優先株式	136,730株

2. 取得の対価として交付する普通株式数 503,537株

3. 交付後の発行済普通株式数 2,503,537株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2026年6月16日開催の取締役会決議により、2026年7月11日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。また、2026年7月10日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2026年7月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,503,537株
今回の株式分割により増加する株式数	10,014,148株
株式分割後の発行済株式総数	12,517,685株
株式分割後の発行可能株式総数	50,070,740株

(3) 株式分割の効力発生日

2026年7月11日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年7月11日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10,014,148株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>50,070,740株</u> とする。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

(資本金の額の減少)

当社は、2026年6月16日開催の取締役会において、2026年7月10日開催の臨時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認決議されました。

1. 資本金の額の減少の目的

資本金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的とするものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

資本金の額1,222,459千円のうち1,172,459千円を減少し、減少後の資本金の額を50,000千円といたします。

(2)資本金の額の減少方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月14日

(連結子会社の合併)

当社グループは、2026年6月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるつくるAI㈱を合併存続会社、同じく当社の連結子会社であるリーウェイズ㈱を合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2026年9月1日を効力発生日として実施いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月18日

トグルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 裕

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトグルホールディングス株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トグルホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監

視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上